

厚生労働省北海道労働局発表

令和8年1月15日

厚生労働省北海道労働局

雇用環境・均等部企画課

企画課長 中川 美枝

課長補佐 加藤 裕之

電話 011-709-2311 (内線 3575)

令和7年度 北海道政労使会議を開催します

今般、下記のとおり開催し、賃金引上げに向けた機運の醸成を目的として、構成員より「共同宣言」を行うことを予定しております。

記

1 会議 令和7年度北海道政労使会議

2 趣旨 本会議は、昨年に引き続き賃金引上げに向けた取組を主たるテーマとしつつ、地域の課題に即した内容を扱うサブテーマを設定し、構成員の認識共有や意見交換を行い、労務費の適切な価格転嫁等を含めた賃金引上げに向けた機運の醸成が図られることを目的として会議を開催いたします。
主たるテーマ：「賃金引上げに向けた取組」
サブテーマ：「北海道経済の成長に向けた人材と賃上げ原資の確保」

3 日時 令和8年1月23日（金）10:30～12:00

4 場所 札幌市中央区大通西8丁目
札幌ビューホテル大通公園 地下2階 ピアリッジAホール

5 議題

- (1) 物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化にかかる共同宣言について
- (2) 出席者発言
- (3) 意見交換

※会議終了後、写真撮影を行います。

6 構成員 「北海道政労使会議構成員一覧」とおり。

7 取材可（取材申込）

取材を希望される場合は、1月22日（木）17時までに、別添「北海道政労使会議取材申込書」に必要事項を記入し、下記のメールアドレスへ申込み願います。また、「取材時における留意事項」を確認願います。
なお、別添「北海道政労使会議取材申込書」などは、当局ホームページ「新着情報」「報道記者発表資料」にも掲載しております。

【申込先メールアドレス】 01kokin@mhlw.go.jp

北海道政労使会議構成員一覧

(敬称略)

	名 称	役職・氏名
行政	北海道	すずき なおみち 知事 鈴木 直道
	札幌市	あきもと かつひろ 市長 秋元 克広
	経済産業省北海道経済産業局	うらた ひでゆき 局長 浦田 秀行
	厚生労働省北海道労働局	むらまつ たつや 局長 村松 達也
使用者団体	北海道経済連合会	ふじい ゆたか 会長 藤井 裕
	一般社団法人北海道商工会議所連合会	やすだ みつはる 会頭 安田 光春
	北海道商工会連合会	よしずみ あつお 会長 吉住 淳男
	北海道中小企業団体中央会	たかはし ひでき 会長 高橋 秀樹
労働団体	日本労働組合総連合会北海道連合会	すま ひとし 会長 須間 等
金融機関	株式会社北洋銀行	つやま ひろのぶ 頭取 津山 博恒
	株式会社北海道銀行	かねま ゆうじ 頭取 兼間 祐二
	一般社団法人北海道信用金庫協会	はらだ なおひこ 会長 原田 直彦
オブザーバー	公正取引委員会事務総局北海道事務所	すずき よしひさ 所長 鈴木 芳久

(別添)

【送付先】メール：01kokin@mhlw.go.jp

(1月22日(木)17時までに御連絡願います。)

令和 年 月 日

北海道政労使会議事務局 宛

令和7年度北海道政労使会議取材申込書

所属メディア	
来場予定時刻	時 分頃
御 氏 名 ※希望される方全員 を記載してください。	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
※該当する区分に○ をしてください	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
	(ふりがな) 【記者・スチールカメラ・TVカメラ】
御 連 絡 先 ※緊急時の連絡のみ に使用します	(携帯電話番号等)

※取材に当たっては、裏面の事項に留意願います。

担当：厚生労働省北海道労働局

雇用環境・均等部 企画課

課長：中川

課長補佐：加藤

電話 011-709-2311 (内線 3575)

「北海道地方版政労使会議」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください（個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください）。
- 3 カメラ撮り、音声録音は知事挨拶までといたしますので、知事挨拶終了後、いったん退室をお願いします。
その後、共同宣言案が採択された後、写真撮影を行う際に、改めて呼び込みをいたします。
- 4 カメラの位置などについては、労働局担当職員との調整をお願いします。
- 5 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 6 会場の駐車場を利用される場合は、有料となります。
- 7 発言の妨げにならないようご注意ください。
- 8 その他、労働局の職員の指示に従っていただくようお願いします。